

さいたま市告示第 1509 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及びさいたま市市税条例（平成 13 年さいたま市条例第 67 号）第 7 条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和 8 年 9 月 24 日

さいたま市長 清水 勇人

1 送達をする書類を特定するために必要な情報

財南納第 5723 号

2 送達を受ける者の氏名・名称

・ 別紙のとおり

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（829）1735

公示送達対象者一覧

公示日令和 8 年 9 月 24 日
 21 頁

[illegible]

公示送達対象者一覧

公示日 令和8年9月24日

[illegible]

公示送達対象者一覽

公示日 令和8年9月24日

[illegible]

公示送達対象者一覽

公示日 令和8年9月24日

[illegible]